

環境省業務継続計画
～新型インフルエンザ等編～

令和7年3月

環境省

第1章	はじめに	1
1.1	本計画の目的	1
1.2	環境省業務継続計画との関係	2
1.3	本計画の適用範囲	2
1.4	実施体制	2
(1)	平常時の体制	2
(2)	新型インフルエンザ等発生時の体制	3
第2章	本計画策定の前提となる被害状況の想定及び各段階における対策	4
2.1	被害状況の予測	4
第3章	新型インフルエンザ等発生時における業務継続	5
3.1	業務継続の基本方針	5
3.2	各時期における対策	5
3.3	業務の仕分け	7
(1)	強化・継続業務	7
(2)	一般継続業務	7
(3)	発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）	8
第4章	業務継続のための執務体制	9
4.1	指揮命令システムの確保	9
4.2	人員計画	10
(1)	人員計画の作成	10
(2)	職員等の感染状況等の把握	10
(3)	人員計画の運用	10
(4)	感染リスクを低減するための勤務体制	10
第5章	業務継続のための執務環境の確保	12
5.1	庁舎・設備	12
(1)	庁舎・電力	12
(2)	備蓄	12
(3)	庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供	12
(4)	給排水・空調・エレベータ機能	12
(5)	什器・事務用品等	12
(6)	仮眠室	12
5.2	情報システムの維持	13
第6章	感染対策の徹底	13
6.1	入館管理	14
6.2	庁舎内の感染対策	15
6.3	職場で発症者が出た場合の措置	16

(1) 発症者への対応	16
(2) 濃厚接触者への外出自粛等	17
(3) 職場等の消毒	17
第7章 本計画の実施	17
7.1 本計画の発動	17
7.2 業務の縮小・中断等の実施	17
7.3 状況に応じた対応	18
7.4 通常体制への復帰	18
第8章 本計画の維持・管理等	19
8.1 公表・周知	19
8.2 教育・訓練	19
8.3 点検・改善	19

<参考> 特定接種の対象となり得る業種・職務について

第1章 はじめに

1.1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）」が策定されている。

さらに、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とする「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁策定。以下「中央省庁業務継続ガイドライン」という。）が策定されている。

環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）を図ることを任務としている。

本計画は、「中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、環境省がその求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、発生時の社会の状況を想定し、適切な対策を講ずるために策定するものである。

1.2 環境省業務継続計画との関係

環境省においては、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、首都直下型地震のリスクに対応した「環境省業務継続計画」（令和6年年4月）（以下「業務継続計画」という。）を策定している。業務継続計画は、中央省庁の機能の維持という首都直下型地震に対応する業務継続計画と共通の目的や方針の下に策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は首都直下型地震とは異なることから（表1参照）、本計画は、首都直下型地震に対応する業務継続計画と整合的に運用しつつ別の業務継続計画「環境省業務継続計画～新型インフルエンザ等編～」として策定するものである。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での業務実施が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での業務実施が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される

1.3 本計画の適用範囲

本計画は、環境省本省（施設等機関を含む。）及び地方環境事務所を対象としている。

1.4 実施体制

(1) 平常時の体制

平常時における政府全体の体制としては、新型インフルエンザ等の発生に備え、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）」において、関係府省の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について、検討、決定しており、環境省においても関係府省との緊密な連携を確保する。

なお、新型インフルエンザ等への迅速な対応を図るため、官房長、自然環境局長を議長とする環境省新型インフルエンザ等対策連絡会議が設置されている。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府には、特措法第 15 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置される。

環境省においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、環境大臣を本部長とする環境省新型インフルエンザ等対策本部（以下「環境省対策本部」という。）を設置し、本計画を発動し、3.2に記載するように、業務の仕分けを行い、一部業務を縮小しつつ、必要な業務を遂行する。この際には、内閣官房の政府対策本部事務局と緊密な連携を図る。

なお、新型インフルエンザ感染症でない新感染症が発生した場合の環境省対策本部の名称は、政府対策本部の名称に準ずることとする。

環境省対策本部の構成員は以下のとおりとし、対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。

構成員については、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

本部長 環境大臣

本部長代理 環境副大臣

副本部長 環境大臣政務官

構成員 事務次官、大臣官房長、各部局長（環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）第 2 条第 1 項に規定する地球環境局、水・大気環境局、自然環境局、環境再生・資源循環局及び同条第 2 項に規定する大臣官房環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成 13 年環境省訓令第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する総合環境政策統括官グループ及び同訓令第 3 条第 1 項に規定する地域脱炭素推進審議官グループの長をいう。）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長、大臣官房総務課危機管理・災害対策室長及び大臣官

また、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築することが求められていることから、環境省においても必要な応援職員の確保に努めることとする。

第2章 本計画策定の前提となる被害状況の想定

2.1 被害状況の予測

新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を予測することは難しい。

過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のような想定がされる。

<被害の想定>

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。
- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

<社会への影響>

- 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、環境省としての業務

を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、十分に得られない事態になることも想定する必要がある。

これらの推計及び想定に基づき、本計画を策定する。ただし、実際に発生した新型インフルエンザ等の被害状況や進行状況等に応じて柔軟に対応する方法についても、その都度、迅速に検討することとする。

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3.1 業務継続の基本方針

環境省は、各府省とともに、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (3) 不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (5) 特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワークを行う等、適切な業務継続方法をとる。

3.2 各時期における対策

新型インフルエンザ等対策は、ら発生の際や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

そのため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

表2 時期区分と業務量の考え方

時期区分	業務量の考え方
準備期（発生前の段階）	新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階）	感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。
対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）	ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。
対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）	水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

各省庁が実施する、それぞれの時期区分における取組については、政府行動計画の記載を参照。

* 特定接種について

「特定接種」とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

1) 対象者について

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

※環境省の所掌における対象者の詳細については、参考に記載

2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、環境省として、特定接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

3.3 業務の仕分け

(1) 強化・拡充業務

強化・拡充業務は、環境省においては、主に次の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の混乱の防止、廃棄物処理事業者等の社会機能維持者や自治体に対する周知・支援等の業務
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報収集・分析、連絡調整、野鳥の調査（死亡野鳥及びガンカモ類糞便の鳥インフルエンザウイルスの調査）等
- ・ 感染対策業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）
- ・ 広報関係業務
- ・ 新型インフルエンザ等発生時における緊急の法令等関連業務
- ・ 政府行動計画において対策項目の時期区分ごとに決められた業務

(2) 一般継続業務

一般継続業務は、環境省においては、主に次の業務がこれに該当する。

- ・ 水道施設の維持（地方公共団体を通じて水道事業者等への指導・支援）
- ・ 予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応等）
- ・ 国会関連業務（質問、資料要求への対応等）
- ・ 緊急の国際関係業務

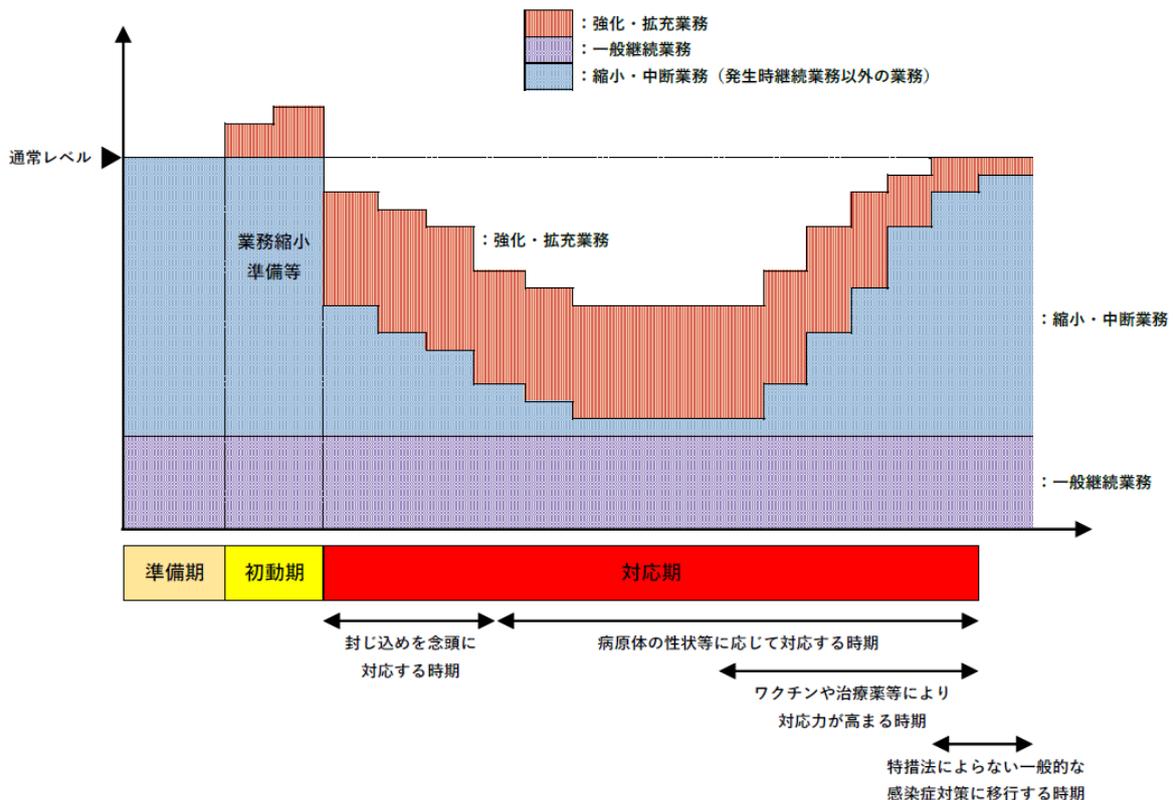
- ・ 危機管理関係業務（強化・拡充業務に係る業務を除く。）
- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）

なお、一般継続業務であっても、対応期の行政需要の低下により、一定期間休止や業務量の縮小が可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

(3) 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとし、その場合の縮小又は中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行う。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意

第4章 業務継続のための執務体制

4.1 指揮命令システムの確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部・管理職の機能が途絶することのないよう、代決権の確保等の措置を講じる。

まず、発生時継続業務に携わる幹部・管理職については、自ら感染対策を講じることはもちろんのこと、当該幹部が感染し、職務執行が難しくなった場合を想定し、各部局及び課室において次の事項について検討する。

<検討事項>

- ・ 権限者の感染に備えて、代行者を指名しておく*。
- ・ 権限者と代行者が同時感染しないよう、同時同場所の勤務を避ける 等。

* 「環境省業務継続計画」(令和6年4月)において、あらかじめ権限委任が定められているため、本計画の権限委譲の順位はこれに準ずる。

4.2 人員計画

(1) 人員計画の作成

業務の仕分けを踏まえ、各課室において必要となる人員を確保するための人員計画を作成する。

その際、職員の欠勤率を最大40%と想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。また、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で作成する。

(2) 職員等の感染状況等の把握

環境省対策本部を開催して本計画を発動した場合には、各課室の長は速やかに感染状況及び休暇状況を把握する。

各課室は職員等の感染状況等を各部局の総括課に報告し、各部局の総括課は各部局分の情報を取りまとめて大臣官房秘書課及び大臣官房会計課に報告する。

(3) 人員計画の運用

発生時継続業務を中断させないために必要となる人員については、原則課室内で確保することとするが、それが困難な場合は、当該課室が属する部局の他の課室の要員を配置することを検討する。その際の必要な調整は部局の総括課が行う。なお、部局内での要員の確保が困難な場合は、大臣官房秘書課と連携の上、全省的に必要な協力を行う。

(4) 感染リスクを低減するための勤務体制等

職員の感染リスクを低減するため、通勤方法、勤務方法、執務室を検討するとともに、宿泊施設を確保する。

① 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、自転車・徒歩等による出勤について検討する。

② 勤務方法

時差出勤の活用、班交代制勤務及びテレワーク等を検討する。

③ 執務室

会議室等を執務室に使用することや、一人置きに着席することなどにより対人距離を確保する等、課室ごとに執務室の変更について検討する。

④ 宿泊施設

業務上、宿泊が必要な職員向けに、仮眠室や省内会議室の利用、近隣の宿泊施設等の利用等、宿泊施設・設備の確保に努める。

表3 職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	職員の対応及び人事制度上の取り扱い	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ等様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養（検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請）	病気休暇取得 ※新型インフルエンザ等様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院勧告。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県知事が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機要請）
新型インフルエンザ等様症状なし	患者との濃厚接触あり（濃厚接触者） （検疫時においては発生源・地域の滞在歴を含む）	外出自粛 （検疫時においては、健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請）	特別休暇取得	感染症法第44条の3、都道府県知事が外出自粛要請 （検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請）
	なし	学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応	年次休暇取得等 職務命令によるテレワーク勤務	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県知事が要請。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

5.1 庁舎・設備

業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。このため、大臣官房会計課を中心として、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、厚生労働省大臣官房会計課管理室及び委託業者等と調整するとともに、物資については計画的な備蓄に努める。

(1) 庁舎・電力

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理等が発生時においても継続して確保されるよう努める。

(2) 備蓄

環境省は、首都直下地震等に備えて、食料、水、簡易トイレを備蓄している。加えて、新型インフルエンザ等発生に備え、職員及び来訪者の感染対策に必要な物資・資材の備蓄に努める。

- ・ 不織布製マスク
- ・ 手指消毒用速乾性アルコール製剤
- ・ フタ付きゴミ箱
- ・ ゴム手袋

(3) 庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

新型インフルエンザ等の発生期間に出勤する職員分の食料の備蓄をすることは困難であると考えられる。そのため、庁舎内で営業する食堂や売店等に対して、可能な限り営業の継続を要請する。

(4) 給排水・空調・エレベータ機能

給排水・空調・エレベータ機能が維持されるよう努める。

(5) 什器・事務用品等

OA機器の保守業務や消耗品の調達等が継続されるよう努める。

(6) 仮眠室

休養室（地下1階）及び省内会議室を宿泊勤務職員の仮眠用に提供できるよう準備を行う。

- ・ 仮眠資材（簡易ベッド、毛布等）を備蓄
- ・ 感染対策のための仕切り板設置の検討

また、これらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。具体的には次の業種が想定される。

- ・ 診療所
- ・ 食堂、売店等
- ・ 庁舎維持（メンテナンス、空調等）、廃棄物処理 等

5.2 情報システムの維持

新型インフルエンザ等の発生時においても、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザ等の被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定し、大臣官房総務課環境情報室は、受託事業者に対し業務継続に向けた協力を要請する。

国民の不安の高まった場合には、環境省ホームページアクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼働可能性の有無やバックアップ体制についての検討を行う。

なお、テレワーク対応を拡大する場合、サーバへのアクセス数が増加することとなるため、送信情報量の上限を設けるなどの検討を行う。また、情報通信速度やセキュリティ面についても確認しておく必要がある。

これらを踏まえ、送信情報量の上限の設定、通信帯域の確保等を含めてテレワーク制度の在り方を検討する。

また、電話交換業務及び通信設備保守業務の継続についても、大臣官房会計課は、受託事業者に対し事業継続に向けた協力を要請する。

第6章 感染対策の徹底

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止し、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員及びその同居者等に周知・徹底するとともに、職場における感染防止策を実施する。

交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員で入院措置がなされない者については、外出自粛を徹底する。

さらに新型インフルエンザ等に感染した場合には、発症前からウイルスを排出する可能性があり、同居者等に感染者がいる職員や職場等で感染者と対面で会話や挨拶等の接触があった濃厚接触者は、外出自粛要請がなされることとなる。このため、濃厚接触者に対し、感染症予防法に基づく外出自粛要請等がなされた場合には、人

事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 22 条第 1 項第 17 号に基づく休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 3 号に基づく休暇）の取得を認め、必要に応じてテレワーク勤務を命ずることを検討する。また、感染拡大の状況に応じて新型インフルエンザ等様症状のある職員及び濃厚接触者以外の職員に対し、感染拡大防止の観点から、必要に応じてテレワーク勤務を命じることも検討する。

6.1 入館管理

時期区分に応じて、厚生労働省と綿密に調整しながら、次の入館管理計画を実行する。

なお、地方環境事務所においては、庁舎管理官署と協議のうえ、これに準じた取組を行う。

表 4 入館管理の方法

時期区分	実施内容
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○職員に出勤前の体温測定を義務付ける。 ○発熱等の症状がある場合の病気休暇取得を要請する。
対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、職員に出勤前の体温測定を義務付ける。（発熱等の症状がある場合には、都道府県等が設置する相談センターに相談した上、職場の管理者にその結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、病気休暇を取得するよう要請する。） ○適宜、出勤時の問診又は体温測定を行う。 ○東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入場制限を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の入り口及びホームページに、入場制限をしている旨を掲示する ・発熱等の症状を有する者の入館を認めない。 （来訪者の発熱の有無を問診による自己申告で確認する。） ・来訪者の執務室内への入場を原則禁止する。（会議室等に入場を限定する） ・来訪者に対し、マスク着用を促す。 ○出勤方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を用いない方法（自転車、徒歩等）による出勤の検討（第 4 章を参照） ・公共交通機関を用いて出勤せざるを得ない場合、マスク着用等の咳エチケットの実施を促す。
対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、来訪者への入場制限を行う。 ○引き続き、出勤方法の見直しを継続する。

<p>対応期(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期)</p>	<p>○感染状況に応じて対策を緩和する。</p>
------------------------------------------------------------	--------------------------

6.2 庁舎内の感染対策

時期区分に応じて、庁舎内において、感染対策を実行する。

表5 感染対策

時期区分	実施内容
<p>初動期</p>	<p>○速乾性消毒用アルコール製剤、マスク等の備蓄品の配置・配付準備をする。</p> <p>○フタ付きの専用ゴミ箱を、各フロアに設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鼻汁や痰などを含んだティッシュは、必ず専用ゴミ箱に捨てる。 ・専用ゴミ箱にはビニール袋等を仕込み、廃棄時には直ぐ封ができるようにしておく。
<p>対応期(封じ込めを念頭に対応する時期)</p>	<p>○手洗い・手指消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や訪問者に対して、定期的な手洗い・手指消毒を促す。 ・庁舎の出入口及びエレベーターホールに速乾性アルコール製剤を設置する。 <p>○マスク着用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、マスク着用を促す。(庁舎内業務において、他者と1～2mの距離を置くことは困難であると想定) ・何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。 <p>○対人距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤職員の多い課室は、会議室の使用を検討し、出勤職員の少ない執務室では、一人置きに着席するなどして職員間の対人距離を確保する。(第4章を参照) ・対面での相談や説明が必ずしも必要でない会議については、電話やメール、オンライン形式等を活用する。 <p>○出勤職員の食事の際の感染対策</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事のために外出することは、感染の機会を増やすため極力避ける。 ・ 食堂については、時差利用により接触距離を保つ。 <p>○執務室の換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気が可能な執務室において、2時間毎に換気する。 ・ 必要に応じてCO₂センサー等を使用して、必要な換気量を確保する。 <p>○執務室の清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。 ・ 最低1日1回は行き、消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。 <p>○ゴミの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フタ付きの専用ゴミ箱に溜まったゴミは、ビニール袋等に封をし、一般の事業者ゴミとして廃棄する。
対応(病原体の性状等に応じて対応する時期)期	○引き続き、感染対策を実行・強化する。
対応期(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期)	○感染状況に応じて対策を緩和する。

6.3 職場で発症者が出た場合の措置

省内で新型インフルエンザ等の罹患が疑われる症状のある職員が出た場合の対応方法（対応者、対応場所、対応手順）について予め取り決めておく。

(1) 発症者への対応

- ・ 各部局の庶務担当者は作業班員として対応する。
- ・ 作業班員は、発症者にマスクを着用させるとともに、発症者の状況に応じてマスクなど个人防护具を着用する。
- ・ 発症者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。
- ・ 通常、職員本人やその家族からの連絡が想定されるが、それらが困難な場合には作業班員が都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症日と症状

を伝え今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

- ・ 作業班員は、発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、上記の機関から指示された医療機関に連れて行く。
- ・ 官用車で搬送することが必要な場合、運転手もマスクなどを着用する。また、車両の使用後、発症者が触れた場所などを中心に消毒を行う。
- ・ 基本的に、公共交通機関は利用しない。

(2) 濃厚接触者の外出自粛等

- ・ 同じ職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、作業班員が近隣に設置された相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を取得させる。また必要に応じてテレワーク勤務を認めることを検討する。

(3) 職場等の消毒

- ・ 作業班員は、職場内で発症者が出た場合、飛沫が付着した可能性がある箇所を消毒する。消毒後は、その職場で勤務する。

第7章 本計画の実施

7.1 本計画の発動

環境省は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図りつつ、環境省対策本部を開催して、事態の状況に応じて、本計画を発動し、あらかじめ定めた人員体制等に移行する。

7.2 業務の縮小・中断等の実施

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いので、縮小・中断業務については、時期区分に応じて縮小・中断する。

表6 業務の縮小・中断等の実行タイミング

発生段階	実施内容
初動期	○ 業務の絞り込み方針、特に縮小・中断する業務や縮小内容等について、関係機関等に周知し、縮小準備を開始する。

対応期(封じ込めを念頭に対応する時期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の絞込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め定めた縮小・中断業務について縮小・中断する。 ○ 勤務時間・場所の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務場所の変更等が可能な場合は、予め定めた勤務場所に変更する。 ○ 業務方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 不急の出張を中止する。 ・ 不急の会議を中止する（電子メール・電話の利用、WEB 会議の導入等）。
対応期(病原体の性状等に応じて対応する時期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、業務縮小・中断計画を実行・強化する。 ○ 業務方法の見直しの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として出張を中止する。
対応期(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染状況に応じて対策を緩和する。

7.3 状況に応じた対応

課室の長は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、環境省対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく対応を行う。

7.4 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

第8章 本計画の維持・管理等

8.1 公表・周知

環境省は、策定した本計画を速やかに公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、本計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

8.2 教育・訓練

大臣官房総務課は、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、実践的な教育・訓練を行う。

8.3 点検・改善

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の修正を行う。

<参考> 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	内閣官房 各府省庁